特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）

評価書番号	評価書名
18	沼津市市税に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
沼津市は、市税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
沼津市長

公表日
令和6年5月17日

［平成30年5月　様式3］

項目一覧

Ⅰ　基本情報
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添1）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　リスク対策
Ⅳ　開示請求、問合せ
Ⅴ　評価実施手続
（別添2）　変更箇所

Ⅰ　基本情報

1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市税に関する事務
②事務の内容	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）別表第1の16の項より、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令では、地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む）に関する事務と定められている。 1．評価対象事務の概要 ・納税義務者等からの申告及び届出等又は調査による課税資料の収集等を行い税額算定を行う。 〈個人市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税〉 ・課税要件が成立した租税債権の内容を確定し税額を決定し、納税義務者あて通知する。 ・賦課内容、税額の更正、決定若しくは賦課決定を行い、納税義務者あて通知する。 ・減免申請により審査し減免決定を行い、納税義務者あて通知する。 ・納税義務者等から納付された市税の収納情報を管理する。 ・滞納者に対し督促状等の発送や滞納整理を行う。 ・課税及び収納情報による過不足金等の情報を管理する。 ・過不足金に係る還付・充当処理を行う。 番号法の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 2．特定個人情報ファイルを取扱う事務 (1)賦課事務 ①申告・届出受付事務 ・申告書等を受け付ける際に本人確認を行う。 ・必要に応じて課税資料の内容について調査・照会し取得する。 ②課税決定事務 ・個人市・県民税に係る各種課税資料をチェックした後、合算し課税計算を行い、合算チェックリストにより内容をチェックする。 ③納税通知書等発送事務 ・税額の決定、更正、減免等を行った場合、納税義務者あて通知する。 ・個人市・県民税に係る住登外課税を行った場合、地方税法第294条第3項により該当市町村へ通知する。 ④軽自動車税標識交付事務 ・軽自動車等の登録、廃車情報を入力し、証明書等を発行する。 (2)収納事務 ・市税の収納情報を管理する。 ・過不足金が発生した場合、納税義務者あて通知する。 (3)滞納整理事務 ・滞納者に対し督促状等を発送する。 ・滞納者に関する情報を調査・照会する。 ・申請等の記載内容を確認する。 ＜中間サーバ・統合宛名システムにおける事務の内容＞ ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。 （番号連携システム要件） ・番号法別表第2に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。 （番号連携システム、中間サーバ要件） ・番号法別表第2に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。 （番号連携システム、中間サーバ要件）
③対象人数	［　10万人以上30万人未満　］　＜選択肢＞ 1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	税務システム
②システムの機能	①各税目ごとに課税情報の管理を行う。 ②賦課内容を管理し、更正若しくは決定を行い、本人あて通知する。 ③収納・滞納状況を管理し、督促状等の発送及び還付・充当処理を行う。 ④納税者の宛名等を管理する。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム　[ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム　[ ] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[ ] 税務システム [○] その他　（ 滞納管理システム　）
システム2	
①システムの名称	滞納管理システム
②システムの機能	滞納管理システムは、徴収事務に係る滞納整理に伴う事務処理の高度化及び効率化を目指して導入されたコンピュータシステムである。 ①税務システムと連携して収滞納情報を管理する。 ②調査・照会によって収集した滞納者の収入及び財産等の情報を管理する。 ③滞納処分に関する書類の作成や発行を行うと共に処分等の情報を管理する。 ④催告書、納付書等を発行する。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム　[ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム　[ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等　[○] 税務システム [ ] その他　（　）
システム3	
①システムの名称	課税原票管理システム
②システムの機能	個人市・県民税に係るシステム ①確定申告書、給与支払報告書等の課税資料をイメージ管理する。 ②課税資料の取込みはスキャニング・データ連携により行う。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム　[ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム　[ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等　[○] 税務システム [ ] その他　（　）
システム4	
①システムの名称	eLTAXシステム
②システムの機能	①申告データの審査と管理。 ②申請・届出データの審査と管理。 ③申告データの連携。 ④特別徴収税額通知データの連携。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム　[ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム　[ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等　[ ] 税務システム [ ] その他　（　）

システム5	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	所得税確定申告書等に係るデータ(国税連携データ)を、国税庁からeLTAXを通じて各地方公共団体へ送信する。各地方公共団体では、受信サーバのオプション機能を利用して、受信データの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード、団体間回送などを行うことができる。 ①確定申告データ(e-TAXデータ、KSKデータ)ダウンロード機能。 ②確定申告イメージデータ(KSKイメージデータ)ダウンロード機能。 ③確定申告データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換機能。 ④団体間回送機能。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[　] 税務システム [○] その他　(地方税電子申告支援サービス　)

システム6	
①システムの名称	路線価評定システム
②システムの機能	①路線価の算出、登録。 ②全路線価の一括再計算。 ③路線価の検索、印刷。 ④税務システムへの一括出力データの作成。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[　] 税務システム [　] その他　(　)

システム7	
①システムの名称	家屋評価システム
②システムの機能	①家屋調査により得た物件情報を入力し、課税標準額を計算する。 ②家屋の間取り、寸法等の入った図面を作成する。 ③税務システムと連携を取り、課税情報を結合する。 ④作成したデータを物件ごとに管理し、検索や抽出をする。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[　] 税務システム [　] その他　(　)

システム8	
①システムの名称	固定資産課税支援システム
②システムの機能	①土地の分合筆や地図訂正及び家屋に関する情報を視覚的に確認する。 ②税務システムより出力した課税情報を属性として持っているので対象を選択し確認する。 ③画地計測機能により画地条件の変更に伴う間口長、奥行長、画地面積、想定整形地面積、蔭地割合を算出する。 ④地番図、航空写真、都市計画図、家屋図等多くのレイヤーを重ねて表示することで課税内容を適正化する。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[　] 税務システム [○] その他　(公図システム　)

システム9	
①システムの名称	公図システム
②システムの機能	①法務局にある公図の写しを管理する。 ②公図の写しを印刷する。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [○] その他　（ 固定資産税支援システム　　）

システム10	
①システムの名称	税務資料管理システム
②システムの機能	①新築、増築家屋の確認申請情報を管理する。 ②滅失家屋情報を管理する。 ③家屋（補充）課税台帳及び家屋図面を管理する。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [　　] その他　（　　）

システム11	
①システムの名称	軽自動車関係税申告書データエントリーシステム
②システムの機能	・データ化された軽自動車税申告書を検索、印刷、加工する。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [　　] その他　（　　）

システム12	
①システムの名称	統合宛名システム
②システムの機能	①宛名管理機能 ・既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバ内の統合宛名DBに反映を行う。 ②統合宛名番号の付番機能 ・個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 ③符号要求機能 ・個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。 ・中間サーバーから返却された処理通番は住基GWへ送信する。 ④情報提供機能 ・各業務で管理している別表第2の提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う。 ⑤情報照会機能 ・中間サーバへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[○] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[○] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[○] 税務システム [○] その他　（ 中間サーバー　　）

システム13	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	①符号管理機能 ・符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 ②情報照会機能 ・情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う。 ③情報提供機能 ・情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う。 ④統合宛名システム接続機能 ・中間サーバと番号連携サーバとの間で情報照会内容、情報提供内容，特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する。 ⑤情報提供等記録管理機能 ・特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 ⑥情報提供データベース管理機能 ・特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する。 ⑦データ送受信機能 ・中間サーバと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 ⑧セキュリティ管理機能 ・中間サーバのセキュリティを管理する。 ⑨職員認証・権限管理機能 ・中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う。 ⑩システム管理機能 ・バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	［ ○ ］情報提供ネットワークシステム　［　］庁内連携システム ［　］住民基本台帳ネットワークシステム　［　］既存住民基本台帳システム ［ ○ ］宛名システム等　［　］税務システム ［　］その他　（　）
3. 特定個人情報ファイル名	
(1)税務ファイル、(2)滞納管理ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第1項　別表第1の16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・第16条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	［　実施する　］　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ・別表第二の第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3，4、6、8，9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115，116、117，120の項） （別表第二における情報照会の根拠） ・別表第二の第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄に掲げる「地方税の賦課徴収に関する事務」を処理するために第三欄に掲げる者（情報提供者）に対し、第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることができることとされている項（27の項） 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （平成26年内閣府・総務省令第7号） （別表第二における情報提供の根拠） ・第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第44条、第45条、第47条、第49条、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条） （別表第二における情報照会の根拠） ・第20条
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	納税管理課、市民税課、資産税課
②所属長の役職名	納税管理課長、市民税課長、資産税課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(1)税務ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		[　　システム用ファイル　　]　＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		税務調査の対象者
	その必要性	・申告・届出等の書類の内容確認又は判断するための審査若しくは調査を実施する際に、個人番号を利用する。 ・通知書等の作成時に個人番号を付与する。 ・申請等の際に納税者の利便性の向上に利用する。 ・地方公共団体等及び行政機関等の調査・照会を行う際に、個人番号を利用する。 ・適正な賦課を目的としており、そのために必要な特定個人情報を保有する。
④記録される項目		[　　100項目以上　　]　＜選択肢＞ 1) 10項目未満　2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満　4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)　[○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [○] 国税関係情報　[○] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[○] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[○] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [　] その他　(　　)
	その妥当性	・個人番号、その他識別情報:対象者の特定、名寄せを行うため。 ・4情報及び連絡先:①本人へ送付又は連絡等のため、②申請等の内容の確認のため。 ・その他住民票関係情報:①家族関係、死亡又は相続の確認のため、②扶養関係等の確認のため。 ・国税関係情報:所得税情報の確認のため。 ・地方税関係情報:課税内容、収納・滞納状況、収入財産状況を把握するため。 ・医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報:社会保険料控除額確認のため。 ・障害者福祉関係情報:減免の適用を正確に行うため。 ・生活保護・社会福祉関係情報:生活保護受給者を課税対象者から除外するため。 ・年金関係情報:年金所得情報を把握するため。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成28年4月1日
⑥事務担当部署		納税管理課、市民税課、資産税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 （ 市民課、社会福祉課、国民健康保険課、介護保険課 ） [○] 行政機関・独立行政法人等 （ 国税庁、各年金保険者等 ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他市町村 ） [○] 民間事業者 （ 給与支払者 ） [ ] その他 （ ）
②入手方法		[○] 紙 [○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [ ] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 （ eLTAX、軽自動車関係税申告書データエントリーシステム ）
③使用目的 ※		①申告・届出等の受付。 ②課税資料に関する調査・照会。 ③個人市・県民税額の算出。 ④税額の決定、変更、減免の通知。 ⑤証明書等に記載。
④使用の主体	使用部署	納税管理課、市民税課、資産税課
	使用者数	[50人以上100人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
⑤使用方法		①申告・届出等の受付 ・申告書等に記載された個人番号について、本人確認をする。 ②課税資料に関する調査・照会 ・本人等、本市他部署、官公署等、他団体等及び民間事業者に対して調査・照会する。 ・住民基本台帳情報、生活保護受給対象者情報等により、課税対象者かどうかを判断する。 ・給与支払報告書、確定申告書、個人市・県民税申告書、公的年金支払報告書に個人番号が記載され、名寄せに利用する。 ・国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の支払額情報は、社会保険料控除額決定の参考にする。 ・住登外課税を行う場合に、住登地市町村に送付する地方税第294条第3項通知（住登外課税通知）に個人番号を記載する。 ・本市に居住する納税義務者の本市以外に居住する控除対象配偶者、扶養親族に係る者について控除の要件を満たしているか否かの調査に、情報提供ネットワークシステムを利用する。 ・情報提供ネットワークシステムを通じた扶養関係情報、所得情報の提供に対応できるよう、照会用データを中間サーバーに記録する。 ③個人市・県民税額の算出 ・各種課税資料の情報から課税計算を行う。 ④税額の決定、変更、減免の通知 ・納税通知書及び更正、減免決定通知書に個人番号を記載して本人に通知する情報。
	情報の突合	・課税資料等と本市保有情報を突合し、個人特定等を行っている。 ・課税情報等と生活保護者情報を突合し、非課税者等の特定を行っている。 ・課税資料等と国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料情報を突合し、社会保険料控除額のチェックを行っている。
⑥使用開始日		平成28年4月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない （ 4 ） 件
委託事項1		税務システム保守管理業務
①委託内容		保守業務、障害時におけるハードウェア、ソフトウェア及びデータ等の復旧作業、是正及び予防措置の対応
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		富士通株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	会社と従事者名簿の提出
	⑥再委託事項	上記委託内容と同様
委託事項2		税務システム改修事業委託
①委託内容		税制改正に対応するためのシステム改修
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		富士通株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	会社と従事者名簿の提出
	⑥再委託事項	上記委託内容と同様
委託事項3		納税通知書等作成封入封緘業務
①委託内容		納税通知書等の印刷、封入封緘
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		株式会社エフコム
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	会社と従事者名簿の提出
	⑥再委託事項	納税通知書の印刷、データ印字、裁断及び封入封緘
委託事項4		課税データ入力業務委託
①委託内容		個人住民税の賦課に必要な課税資料のデータ入力及びイメージデータ化業務
②委託先における取扱者数		[10人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		シティコンピュータ株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ 59 ）件 [○] 移転を行っている （ 13 ）件 [ ] 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 1の項
②提供先における用途	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 2の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 3の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先4	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　4の項
②提供先における用途	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先5	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　6の項
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先6	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　8の項
②提供先における用途	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先7	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　9の項
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先8	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　11の項
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先9	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　16の項
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先10	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　18の項
②提供先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先11	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　23の項
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先12	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　26の項
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先13	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　27の項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先14	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　28の項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先15	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　29の項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先16	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　31の項
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先17	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　34の項
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先18	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　35の項
②提供先における用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先19	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　37の項
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先20	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第2　39の項
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

移転先1	健康づくり課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第1　10の項
②移転先における用途	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	予防接種を受けた者又はその保護者等
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	随時
移転先2	社会福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第1　15の項
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	要保護者及び被保護者であった者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	随時
移転先3	納税管理課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第1　16の項
②移転先における用途	地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市税の納税義務者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	随時

移転先4	住宅営繕課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第1　19の項
②移転先における用途	公営住宅法による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　1万人未満　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	入居者、同居者及び連帯保証人並びに控除対象配偶者、扶養親族
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	随時
移転先5	国民健康保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第1　30の項
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	配偶者、被扶養者の合計所得金額、控除対象配偶者及び扶養親族
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	随時
移転先6	住宅営繕課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第1　35の項
②移転先における用途	住宅地区改良法による改良住宅（同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　1万人未満　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	入居者、同居者及び連帯保証人並びに控除対象配偶者、扶養親族
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	随時

移転先7	こども未来創造課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第1　37の項
②移転先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申請者、対象児童、申請者の配偶者及び申請者と生計を同じくする申請者の扶養義務者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	随時
移転先8	長寿福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第1　41の項
②移転先における用途	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当該措置を受け、若しくは受けようとする者又はその扶養義務者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	随時
移転先9	障害福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第1　47の項
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当該措置を受け、若しくは受けようとする者又はその扶養義務者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	随時

移転先10	こども未来創造課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第1　56の項
②移転先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	受給者若しくはその配偶者又は扶養義務者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	随時
移転先11	国民健康保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第1　59の項
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者及び世帯員
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	随時
移転先12	社会福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第1　63の項
②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	要支援者及び被支援者であった者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	随時

移転先13	介護保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第1　68の項
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者又はその属する世帯のすべての世帯員
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	随時
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所　※	＜沼津市における措置＞ ・税務システムは24時間365日有人による入退館管理を実施している建物の中で入退室管理を行っている。 データセンターサーバ室において、以下の対策を実施している。 ・サーバ室の入退室管理簿による管理 ・サーバ室の静脈認証による入退室管理 ・サーバラック施錠管理 ・ID/パスワード認証によるサーバアクセス管理 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7. 備考	

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1．特定個人情報ファイル名		
(2)滞納管理ファイル		
2．基本情報		
①ファイルの種類　※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲　※		税務調査の対象者
	その必要性	・徴収事務に必要な調査・照会を行う際に、個人番号を利用するため。 ・申請等の記載内容に対する調査・照会及び審査を実施する際に、個人番号を利用するため。
④記録される項目		[　　100項目以上　　] ＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目　※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　[○] 連絡先（電話番号等） [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[○] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [　] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [　] その他　（　　）
	その妥当性	・個人番号、その他識別情報：対象者を特定するため。 ・4情報、連絡先：①本人と連絡するため、②申請等の内容の確認のため。 ・その他住民票関係情報：家族関係、死亡又は相続の確認のため。 ・地方税関係情報：課税状況、収納・滞納状況、収入財産状況を把握するため。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成28年4月1日
⑥事務担当部署		納税管理課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署　（ 市民課、市民税課、資産税課 ） [○] 行政機関・独立行政法人等　（ 国税庁 ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人　（ 他市町村 ） [○] 民間事業者　（ 金融機関等 ） [　] その他　（ ）
②入手方法		[○] 紙　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）　[　] フラッシュメモリ [　] 電子メール　[　] 専用線　[○] 庁内連携システム [　] 情報提供ネットワークシステム [　] その他　（ ）
③使用目的 ※		①徴収事務に係る調査・照会。 ②申請書等の記載内容の確認。
④使用の主体	使用部署	納税管理課
	使用者数	[　50人以上100人未満　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
⑤使用方法		①徴収事務に係る調査・照会 ・本人等、本市他部署、官公署等、他団体等及び民間事業者に対する調査・照会に利用する。 ②申請書等の記載内容の確認 ・申請内容の調査・照会に利用する。
	情報の突合	①徴収事務のための調査 ・入手した情報について、対象者に係る本市保有情報と突合して正確に対象者を特定する ②申請書等の審査のための調査 ・申請書の記載内容と本市保有情報を突合して記載内容の事実関係を確認する
⑥使用開始日		平成28年4月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない （ 2 ） 件
委託事項1		滞納管理システム保守管理業務
①委託内容		保守業務、障害時におけるハードウェア、ソフトウェア及びデータ等の復旧作業、是正及び予防措置の対応
②委託先における取扱者数		[10人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		富士通株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	会社と従事者名簿の提出
	⑥再委託事項	上記委託内容と同様
委託事項2		滞納管理システム改修業務
①委託内容		毎年の税制改正に対応するプログラム等の変更
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		富士通株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	会社と従事者名簿の提出
	⑥再委託事項	上記委託内容と同様

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[ ] 提供を行っている （ ）件 [ ] 移転を行っている （ ）件 [○] 行っていない

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	＜沼津市における措置＞ ・滞納管理システムは24時間365日有人による入退館管理を実施している建物の中で入退室管理を行っている。 データセンタサーバ室において、以下の対策を実施している。 ・サーバ室の入退室管理簿による管理 ・サーバ室の静脈認証による入退室管理 ・サーバラック施錠管理 ・ID/パスワード認証によるサーバアクセス管理

7. 備考

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

（1）税務システム

≪宛名情報≫
1. 個人番号、2. 個人番号異動事由、3. 個人番号異動日、4. 宛名コード、5. 宛名区分、6. 個法区分、7. 宛名税目コード、8. 通称名使用区分、9. 宛名異動事由、10. 宛名基本異動日、11. 宛名基本届出日、12. 基本氏名カナ情報、13. 基本氏名検索カナ情報、14. 基本氏名漢字情報、15. 基本名カナ情報、16. 基本名検索カナ情報、17. 基本名漢字情報、18. 生年月日、19. 性別、20. 行政区、21. 小学校区、22. 中学校区、23. 選挙区、24. 郵便親番、25. 郵便子番、26. 住所区分、27. 住所コード、28. 番地コード、29. 枝番コード、30. 小枝番コード、31. 小枝番コード3、32. 住所漢字、33. 方書漢字、34. 国籍コード、35. 在留資格、36. 在留期間開始日、37. 在留期間終了日、38. 住記住民日、39. 住記住定日、40. 住記消除日、41. 住記消除事由、42. 住記住民区分、43. 転入前市町村コード、44. 転入前郵便番号、45. 転入前住所、46. 転入前方書、47. 転出前市町村コード、48. 転出前郵便番号、49. 転出前住所、50. 転出前方書、51. 外国人登録番号、52. 社会保障番号、53. DVフラグ、54. ネグレクトフラグ、55. 送付先設定事由、56. 送付先設定日、57. 送付先廃止事由、58. 送付先廃止日、59. 送付先氏名カナ情報、60. 送付先氏名検索カナ情報、61. 送付先氏名漢字情報、62. 送付先名カナ情報、63. 送付先名検索カナ情報、64. 送付先名漢字情報、65. 送付先郵便親番、66. 送付先郵便子番、67. 送付先住所区分、68. 送付先住所コード、69. 送付先番地コード、70. 送付先枝番コード、71. 送付先小枝番コード、72. 送付先小枝番コード3、73. 送付先住所漢字、74. 送付先方書漢字、75. 特定宛先人区分、76. 特定宛先人コード、77. 特定宛先人設定日、78. 特定宛先人廃止日、79. 世帯コード、80. 続柄、81. 世帯増事由、82. 世帯増異動日、83. 世帯減事由、84. 世帯減異動日、85. 口座申込年月日、86. 口座開始年月日、87. 口座解約異動事由、88. 口座解約年月日、89. 金融機関コード、90. 口座種別、91. 口座番号、92. 口座名義人カナ、93. 口座電話番号、94. 納付種別、95. 口振済通知出力区分、96. 還付申込年月日、97. 還付開始年月日、98. 還付解約異動事由、99. 還付解約年月日、100. 還付金融機関コード、101. 還付用口座種別、102. 還付用口座番号、103. 還付口座名義人カナ、104. 還付口座名義人漢字、105. 還付口座電話番号、106. 組合コード、107. 組合加入日、108. 組合脱退日、109. 市町村コード、110. 関連前宛名コード、111. 関連宛名開始事由、112. 関連宛名開始異動日、113. 関連宛名終了事由、114. 関連宛名終了異動日、115. 連絡先種別、116. 電話番号等、117. 経理担当者等、118. 連絡先設定日、119. 異動担当者、120. 更新業務コード

≪個人住民税≫
1. 続柄、2. 前年12月31日年齢、3. 本年1月1日年齢、4. 個人法人詳細区分、5. 個人基本種別、6. 個人基本廃止理由、7. 翌年廃止理由、8. 通称名優先区分、9. 在留の資格、10. 在留期間開始日、11. 在留期間終了日、12. カナ通称名、13. 漢字通称名、14. 市内市外区分、15. 住所自治体コード、16. 住所町名、17. 住所番地、18. 住所枝番、19. 住所小枝番、20. 住所番地編集区分、21. 住所、22. 方書、23. 宛名異動日、24. 宛名異動理由、25. 住民日、26. 住定日、27. 消除日、28. 本籍地、29. 筆頭者名、30. 個人基本寡フ区分、31. 個人基本勤学区分、32. 無申告調査結果、33. 特記情報、34. 翌年申告書発送区分、35. 生活扶助開始日、36. 生活扶助廃止日、37. 住民税申告書通知日、38. 催告通知書通知日、39. 最終催告通知書通知日、40. 住登地住所、41. 住登地方書、42. 総括表区分、43. 納入書区分、44. 媒体区分、45. 納期特例区分、46. 納期特例開始年月、47. 納期特例終了年月、48. 事業所廃止理由、49. 廃止年月日、50. 普徴事業所区分、51. 総括表資料番号、52. 月別人数、53. 月割額、54. 従業員状態区分、55. 給報種別、56. 入力カナ氏名、57. 入力生年月日、58. 資料収入種別、59. 事業所家屋敷区分、60. 扶養親族－特定、61. 扶養親族－同居老親、62. 扶養親族－老人、63. 扶養親族－他、64. 扶養障害－同居特障、65. 扶養障害－特別、66. 扶養障害－他、67. 乙欄区分、68. 死亡退職区分、69. 災害者区分、70. 外国人区分、71. 就職退職区分、72. 就職退職年月日、73. 年調未済区分、74. 摘要欄、75. 配偶者氏名、76. 配偶者生年月日、77. 扶養親族、78. 扶養親族生年月日、79. 扶養親族控除額、80. 専従者氏名、81. 専従者生年月日、82. 専従者給与額、83. 特例適用条文、84. 徴収希望、85. 事業税開廃業区分、86. 事業税開廃業年月日、87. 併合結果徴収区分、88. 租税条約区分、89. 住宅借入金等特別控除区分、90. 居住開始年月日、91. 課税区分、92. 特定扶養、93. 内同居老親、94. 老人扶養、95. その他扶養、96. 同居特別障害、97. 特別障害、98. その他障害、99. 非課税事由、100. 優先資料種別、101. 更正事由、102. 減免理由、103. 減免区分、104. 減免割合、105. 開始月期、106. 済月期、107. 事業所家屋敷課税区分、108. 月割額、109. 期割額、110. 登録年度、111. 異動届課税年度、112. 給与支払額、113. 社会保険料額、114. 退職金額、115. 勤続年数、116. 届出日、117. 期割充当額、118. 異動メモ内容、119. 通知書番号、120. 証明年度、121. 証明書番号、122. 証明書区分、123. 使用目的区分、124. 個人送達履歴、125. 従業員宛名番号、126. 事業所送達履歴、127. 扶養関連者資料種別、128. 扶養関連者資料番号、129. 回数割額、130. 年金特徴中止区分、131. 年金特徴済月、132. 資料種別、133. 郵便番号、134. 状態区分、135. 対象者通知区分、136. 対象者通知受入処理日、137. 税額通知区分、138. 特徴依頼処理日、139. 特徴依頼処理結果区分、140. 特徴依頼処理結果受入処理日、141. 停止依頼区分、142. 停止依頼月、143. 停止依頼処理日、144. 停止依頼処理結果区分、145. 停止依頼結果受入処理日、146. 特徴処理結果区分、147. 異動事由、148. 介護納付額、149. 国保納付額、150. 後期高齢納付額、151. 納付額総合計、152. 宛名番号、153. 宛名履歴番号、154. 異動区分、155. 異動年月日、156. 異動日、157. 課税年度、158. カナ氏名、159. 個人番号、160. 削除フラグ、161. 自治体コード、162. 指定番号、163. 住宅借入金等特定取得区分、164. 所得控除額、165. 所得控除件数、166. 所得控除、167. 調定年度、168. 資料種別、169. 資料廃止理由、170. 資料番号、171. 資料連絡箋出力理由、172. 生年月日、173. 専従者給与額、174. 送付通知書区分、175. 通知日、176. 登録区、177. 特定居住損区分、178. 納税者番号、179. 扶養関連者異動事由、180. 扶養関連者自治体コード、181. 扶養関連者種別、182. 扶養関連者状態区分、183. 扶養関連者宛名番号、184. 扶養関連者区分、185. 本人専従区分、186. 優先資料番号、187. 寡フ区分、188. 確申青白区分、189. 漢字氏名、190. 基礎年金番号、191. 基礎年金番号付設レベル、192. 勤労学生区分、193. 均等割区分、194. 控配区分、195. 受給者番号、196. 生活扶助区分、197. 専従その他、198. 徴収区分、199. 年金コード、200. 年金保険者番号、201. 否認理由、202. 夫あり区分、203. 本人障害区分、204. 未成年者区分、205. 老年者区分、206. 個人番号、207. 法人番号

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

≪軽自動車税≫
1. 自治体識別コード、2. 登録年月日、3. 登録処理年月日、4. 廃車年月日、5. 廃車処理年月日、6. 標識回収区分、7. 課税年度、8. 調定年度、9. 賦課異動年月日、10. 賦課異動処理年月日、11. 税率、12. 減免額、13. 年税額、14. 通知税額、15. 納期限、16. 通知年月日、17. 通知書作成年月日、18. 納税組合番号、19. 調定年月日、20. 予定決定区分、21. 格納種別、22. 申請年月日、23. 開始年月日、24. 開始処理年月日、25. 障害者宛名番号、26. 解除年月日、27. 解除処理年月日、28. 特記情報、29. 取込年月日、30. 申告書連番、31. 異動年月日、32. 納税義務者区分、33. 所有者氏名、34. 使用者氏名、35. 旧標識記号、36. 旧標識番号、37. 処理済年月日、38. 受付年月日、39. 受付番号、40. 臨時標識番号、41. 許可開始日、42. 許可終了日、43. 運行経路、44. 運行目的、45. 運転免許証番号、46. 申請者宛名番号、47. 申請者住所、48. 申請者生年月日、49. 申請者氏名名称、50. 返納年月日、51. 処理年月日、52. 登録理由、53. 登録処理支所、54. 廃車理由、55. 廃車処理支所、56. 課税状況、57. 賦課異動理由、58. 開始理由、59. 開始処理支所、60. 解除理由、61. 解除処理支所、62. 異動理由、63. 旧標識、64. 返納状態、65. 処理事由、66. 課税区分、67. 型式、68. 義務者宛名番号、69. 原動機型式、70. 支所コード、71. 自治体コード、72. 車台番号、73. 使用者宛名番号、74. 初度検査年月、75. 所有者宛名番号、76. 定置場区分、77. 特例区分、78. 認定番号、79. 年式、80. 排気量、81. 標識記号、82. 標識番号、83. 車種、84. 車名、85. 車両、86. 所有形態、87. 定置場枝番3、88. 定置場枝番、89. 定置場小枝番、90. 定置場自治体、91. 定置場町名、92. 定置場番地、93. 定置場番地、94. 個人番号、95. 法人番号

≪法人市民税≫
1. 宛名番号、 2. 延長月数、 3. 延長法定納期限、 4. 仮装経理有無フラグ、 5. 課税標準、 6. 開設閉鎖事由コード、 7. 開設閉鎖年月日、 8. 外国税調定額、 9. 外国税適用区分、 10. 確定申告書、 11. 確定申告日、 12. 漢字税理士名、 13. 漢字代表者名、 14. 旧法人番号、 15. 均割適用税率、 16. 均割標準税率、 17. 均等割月数、 18. 均等割従業者数、 19. 均等割申告書、 20. 均等割調定額、 21. 決算区分、 22. 決算月日、 23. 見込納付額、 24. 減免均等割額、 25. 減免事由コード、 26. 減免税割額、 27. 現年過年区分、 28. 更新アクセスコード、 29. 更新プログラムID、 30. 更新時刻、 31. 更新職員番号、 32. 更新端末ID、 33. 更新年月日、 34. 更正事由コード、 35. 更正通知日、 36. 合併相手先コード、 37. 合併年月日、 38. 合併理由コード、 39. 差引税割額、 40. 算出均等割額、 41. 算出税割額、 42. 市内従業者数、 43. 資本合計、 44. 資本出資額、 45. 資本積立額、 46. 事業年度開始日、 47. 事業年度区分、 48. 事業年度終了日、 49. 自治体コード、 50. 受付番号、 51. 申告延長有無フラグ、 52. 申告基礎区分、 53. 申告基礎年月日、 54. 申告期限延長月数、 55. 申告区分、 56. 申告件数、 57. 申告種別、 58. 申告受付日時、 59. 申告日、 60. 税額控除、 61. 税割滞繰減、 62. 税割調定額、 63. 税割適用税率、 64. 税割標準税率、 65. 税理士宛名番号、 66. 税理士住所、 67. 税理士電話番号、 68. 税理士郵便番号、 69. 設立登記日、 70. 前回更新アクセスコード、 71. 前回更新プログラムID、 72. 前回更新時刻、 73. 前回更新職員番号、 74. 前回更新端末ID、 75. 前回更新年月日、 76. 全従業者数、 77. 租税条約控除額差額、 78. 調定年月、 79. 調定年度、 80. 通知書発送日、 81. 納税者ID、 82. 分割区分、 83. 法源番号、 84. 法人区分、 85. 法人税調整額、 86. 法人番号、 87. 法定納期限、 88. 利用者ID、 89. 連結区分、 90. 連結子法人区分、 91. 連結親子、 92. 連結親法人区分

≪固定資産税≫
1. 期割税額、2. 期割税額差額、3. 期割税額増減件数、4. グループ番号、5. プレハブ区分、6. プレ申告作成年月日、7. 宛名番号、8. 按分元号番、9. 按分元室番、10. 異動入力開始年月日、11. 異動入力終了年月日、12. 異動年月日、13. 一点単価、14. 一般分専有床面積合計、15. 蔭地割合、16. 延床面積、17. 屋号、18. 仮換地番号、19. 価格、20. 加算帳簿価額、21. 加算評価額、22. 家屋番号、23. 課税画地更新後、24. 課税画地更新前、25. 課税地積、26. 課税地目、27. 課税土地一筆更新後、28. 課税土地一筆更新前、29. 課税年度、30. 課税標準額、31. 課税標準額合計、32. 課税標準帳簿価額、33. 課税標準評価額、34. 課標上限額、35. 画地更新後、36. 画地更新前、37. 画地住宅戸数、38. 画地住宅用地割合、39. 画地住非区分、40. 画地総地積、41. 画地番号、42. 画地筆数、43. 画地履歴番号、44. 開始年度、45. 階数、46. 外筆管理番号、47. 該当階、48. 確定税額、49. 管理番号、50. 鑑定価格、51. 関連号番、52. 関連物件番号、53. 既課税額、54. 期割税額件数、55. 期別税額、56. 規約共用分専有床面積、57. 規約共用分専有床面積合計、58. 規約分専有床面積合計、59. 共有者宛名番号、60. 共用部住宅床面積、61. 共用部非住宅床面積、62. 業種種目、63. 区分所有宛名番号、64. 区分所有減免開始年度期、65. 区分所有減免終了年度期、66. 区分所有減免適用区分、67. 区分所有減免率、68. 区分所有固定共用税額、69. 区分所有固定共用補正率、70. 区分所有更正事由、71. 区分所有更正年月日、72. 区分所有持分、73. 区分所有都計共用税額、74. 区分所有都計共用補正率、75. 区分所有非課税開始年度、76. 区分所有非課税終了年度、77. 区分所有非課税適用区分、78. 経過年数、79. 経年減点補正率、80. 軽減開始年度、81. 軽減終了年度、82. 軽減住宅戸数、83. 軽減床面積、84. 軽減地積、85. 軽減率、86. 決算期、87. 決定価格、88. 決定価格合計、89. 決定税額、90. 建築事由、91. 建物名称、92. 権利の目的、93. 権利原因、94. 権利原因年月日、95. 権利受付年月日、96. 減価処置年度、97. 減価率、98. 減少事由、99. 減少取得価額、100. 減免開始期、101. 減免開始年度、102. 減免終了期、103. 減免終了年度、104. 減免床面積、105. 減免税額、106. 減免税額合計、107. 減免税額帳簿、108. 減免税額帳簿合計、109. 減免税額評価、110. 減免税額評価合計、111. 減免相当帳簿価額、112. 減免相当帳簿価額合計、113. 減免相当評価額、114. 減免相当評価額合計、115. 減免対象課標、116. 減免対象課標合計、117. 減免地積、118. 減免率、119. 現況原因事由、120. 個人法人区分、121. 固定その他減免税額件数、122. 固定その他減免税額差額、123. 固定その他減免税額増減件数、124. 固定課税標準額、125. 固定課税標準額合計前年度、126. 固定課税標準額合計評価額、127. 固定課税標準額合計本則、128. 固定課税標準額合計本年度、129. 固定課税標準額合計本年度特例前、130. 固定課税標準額差額、131. 固定課税標準額前年度、132. 固定課税標準額本年度、133. 固定課標、134. 固定課標件数、135. 固定課標増減件数、136. 固定確定税額、137. 固定確定税額件数、138. 固定確定税額差額、139. 固定確定税額増減件数、140. 固定区分土地課税標準額、141. 固定区分土地課税標準額差額、142. 固定区分土地課標、143. 固定区分土地課標件数、144. 固定区分土地課標増減件数、145. 固定区分土地軽減税額、146. 固定区分土地軽減税額件数、147. 固定区分土地軽減税額差額、148. 固定区分土地軽減税額増減件数、149. 固定区分土地軽減対象課標額、150. 固定区分土地減免税額、151. 固定区分土地減免税額件数

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

152. 固定区分土地減免税額差額、153. 固定区分土地減免税額増減件数、154. 固定区分土地減免対象課標額、155. 固定区分土地税額、156. 固定区分土地税額件数、157. 固定区分土地税額差額、158. 固定区分土地税額増減件数、159. 固定軽減課標額、160. 固定軽減税額、161. 固定軽減税額件数、162. 固定軽減税額差額、163. 固定軽減税額増減件数、164. 固定軽減対象課標額、165. 固定減税額、166. 固定減免課標、167. 固定減免課標額、168. 固定減免税額、169. 固定減免税額件数、170. 固定減免税額差額、171. 固定減免税額増減件数、172. 固定減免対象課標、、173. 固定合計課税標準額差額、174. 固定合計課標、175. 固定合計課標増減件数、176. 固定差引後税額、177. 固定算出税額、178. 固定資産税額、179. 固定資産税額件数、180. 固定資産税額差額、181. 固定資産税額増減件数、182. 固定小規外課標額前年度、183. 固定小規外課標額評価額、184. 固定小規外課標額負担水準、185. 固定小規外課標額負担調整率、186. 固定小規外課標額本則、187. 固定小規外課標額本年度、188. 固定小規外課標額本年度特例前、189. 固定小規外類似比準割合、190. 固定小規模課標額前年度、191. 固定小規模課標額評価額、192. 固定小規模課標額負担水準、193. 固定小規模課標額負担調整率、194. 固定小規模課標額本則、195. 固定小規模課標額本年度、196. 固定小規模課標額本年度特例前、197. 固定小規模類似比準割合、198. 固定条例減税額、199. 固定税額件数、200. 固定税額差額、201. 固定税額増減件数、202. 固定相当算出税額、203. 固定特例課税標準額、204. 固定特例課標額、205. 固定年税額差額、206. 固定年税額増減件数、207. 固定納付年税額、208. 固定納付年税額件数、209. 固定非住宅課標額条例前年度、210. 固定非住宅課標額条例本年度、211. 固定非住宅課標額条例本年度特例、212. 固定非住宅課標額前年度、213. 固定非住宅課標額評価額、214. 固定非住宅課標額負担水準、215. 固定非住宅課標額負担調整率、216. 固定非住宅課標額本則、217. 固定非住宅課標額本年度、218. 固定非住宅課標額本年度特例前、219. 固定非住宅条例類似比準割合、220. 固定非住宅類似比準割合、221. 控除前評点数、222. 控除帳簿価額、223. 控除評価額、224. 更新後一棟情報、225. 更新後一棟情報、226. 更新後課税一棟集計情報、227. 更新後賦課情報、228. 更新後明細情報、229. 更新前一棟情報、230. 更新前課税一棟集計情報、231. 更新前賦課情報、232. 更新前明細情報、233. 更正期別、234. 更正決定年月日、235. 更正後物件所在地漢字、236. 更正事由、237. 更正年月日、238. 更正年度、239. 構成員宛名番号、240. 構成員持分番号、241. 号番、242. 合算区分、243. 催告状況、244. 再建築費評点数、245. 採用不整形地補正率、246. 災害、247. 三角地計算開始年度、248. 残存率帳簿、249. 残存率評価、250. 市街化区分、251. 市街化適用年度、252. 氏名漢字、253. 資産の所在地、254. 資産課税標準額、255. 資産課税標準額差額、256. 資産課標、257. 資産課標件数、258. 資産課標増減件数、259. 資産確定税額、260. 資産確定税額件数、261. 資産確定税額差額、262. 資産確定税額増減件数、263. 資産減免税額、264. 資産減免税額件数、265. 資産減免税額差額、266. 資産減免税額増減件数、267. 資産減免対象課標額、268. 資産税額、269. 資産税額件数、270. 資産税額差額、271. 資産税額増減件数、272. 資産年税額差額、273. 資産年税額増減件数、274. 資産納付年税額、275. 資産納付年税額件数、276. 資産名称、277. 資本金、278. 事業開始年月日、279. 持分番号、280. 時点修正率、281. 室番、282. 主要路線価番号、283. 取得価額、284. 取得価額合計、285. 取得年月、286. 種類区分、287. 受付番号、288. 需給補正率、289. 終了年、290. 住宅割合、291. 住宅戸数、292. 住宅部分床面積、293. 住宅用地割合、294. 所在地、295. 償却明細異動後、296. 償却明細異動後、297. 償却明細異動前、298. 償却明細異動前、299. 小規外住宅用地割合、300. 小規外地積、301. 小規模住宅用地割合、302. 小規模地積、303. 床面積、304. 上昇率、305. 状況類似番号、306. 職員番号、307. 申告受付日、308. 申告書受付年月日、309. 申告書発送年月日、310. 申告書発送番号、311. 申告年度、312. 申告連番、313. 人数、314. 数量、315. 正面その他補正率、316. 正面奥行価格逓減率、317. 正面奥行距離実測、318. 正面奥行長大補正率、319. 正面間口距離実測、320. 正面間口狭小補正率、321. 正面評点数、322. 正面路線番号、323. 税目、324. 税理士宛名番号、325. 税理士氏名、326. 税理士住所、327. 税理士電話番号、328. 積雪補正率、329. 専有床面積、330. 前基準年経年減点補正率、331. 前基準年再建築費評点数、332. 前基準年上昇率、333. 前基準年評価額、334. 前、準年平米当再建築費評点数、335. 前基準年理論評価額、336. 前年前取得価額、337. 前年前取得価額合計、338. 前年中減少価額、339. 前年中減少価額合計、340. 前年中取得価額、341. 前年中取得価額合計、342. 前年度価格、343. 前年度帳簿価額、344. 前年度帳簿価額合計、345. 前年度評価額、346. 前年度評価額合計、347. 想定整形地積、348. 増加月、349. 増加事由、350. 増加率、351. 増減調定額、352. 造成費、353. 側方1その他補正率、354. 側方1奥行価格逓減率、355. 側方1奥行距離実測、356. 側方1奥行長大補正率、357. 側方1加算率、358. 側方1間口距離実測、359. 側方1間口狭小補正率、360. 側方1評点数、361. 側方1路線番号、362. 側方2その他補正率、363. 側方2奥行価格逓減率、364. 側方2奥行距離実測、365. 側方2奥行長大補正率、366. 側方2加算率、367. 側方2間口距離実測、368. 側方2間口狭小補正率、369. 側方2評点数、370. 側方2路線番号、371. 損耗補正率、372. 耐用年数、373. 耐用年数変更耐年、374. 耐用年数変更年度、375. 宅地等本則年度、376. 単価、377. 担当者氏名、378. 担当者電話番号、379. 地区、380. 帳簿価額、381. 帳簿価額合計、382. 町丁名、383. 調査内容、384. 調査年月日、385. 調査番号、386. 調定年月日、387. 調定年度、388. 陳腐化耐用年数、389. 陳腐化年度、390. 通知書番号、391. 通知年月日、392. 通路開設計算開始年度、393. 通路開設補正率、394. 訂正書整理番号、395. 適用年数、396. 登記延床面積、397. 登記屋根、398. 登記階層、399. 登記建築日、400. 登記構造、401. 登記種類、402. 登記所在地、403. 登記床面積、404. 登記地積、405. 登記地目、406. 都計その他減免税額件数、407. 都計その他減免税額差額、408. 都計その他減免税額増減件数、409. 都計課税標準額、410. 都計課税標準額合計前年度、411. 都計課税標準額合計評価額、412. 都計課税標準額合計本則、413. 都計課税標準額合計本年度、414. 都計課税標準額合計本年度特例前、415. 都計課税標準額差額、416. 都計課税標準額前年度、417. 都計課税標準額本年度、418. 都計課標、419. 都計課標件数、420. 都計課標増減件数、421. 都計確定税額、422. 都計確定税額件数、423. 都計確定税額差額、424. 都計確定税額増減件数、425. 都計区分土地課税標準額、426. 都計区分土地課税標準額差額、427. 都計区分土地課標、428. 都計区分土地課標件数、429. 都計区分土地課標増減件数、430. 都計区分土地軽減税額、431. 都計区分土地軽減税額件数、432. 都計区分土地軽減税額差額、433. 都計区分土地軽減税額増減件数、434. 都計区分土地軽減対象課標額、435. 都計区分土地減免税額、436. 都計区分土地減免税額件数、437. 都計区分土地減免税額差額、438. 都計区分土地減免税額増減件数、439. 都計区分土地減免対象課標額、440. 都計区分土地税額、441. 都計区分土地税額件数、442. 都計区分土地税額差額、443. 都計区分土地税額増減件数、444. 都計軽減課標額、445. 都計軽減税額、446. 都計軽減税額件数、447. 都計軽減税額差額、448. 都計軽減税額増減件数、449. 都計軽減対象課標額、450. 都計減税額、451. 都計減免課標、452. 都計減免課標額、453. 都計減免税額、454. 都計減免税額件数、455. 都計減免税額差額、456. 都計減免税額増減件数、457. 都計減免対象課標額、458. 都計合計課税標準額差額、459. 都計合計課標、460. 都計合計課標増減件数、461. 都計差引後税額、462. 都計算出税額、463. 都計小規外課標額前年度、464. 都計小規外課標額評価額、465. 都計小規外課標額負担水準、466. 都計小規外課標額負担調整率、467. 都計小規外課標額本則、

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

468. 都計小規外課標額本年度、469. 都計小規外課標額本年度特例前、470. 都計小規外類似比準割合、471. 都計小規模課標額前年度、472. 都計小規模課標額評価額、473. 都計小規模課標額負担水準、474. 都計小規模課標額負担調整率、475. 都計小規模課標額本則、476. 都計小規模課標額本年度、477. 都計小規模課標額本年度特例前、478. 都計小規模類似比準割合、479. 都計条例減税額、480. 都計税額件数、481. 都計税額差額、482. 都計税額増減件数、483. 都計相当算出税額、484. 都計特例課税標準額、485. 都計特例課標額、48、. 都計年税額差額、487. 都計年税額増減件数、488. 都計納付年税額、489. 都計納付年税額件数、490. 都計非住宅課標額条例前年度、491. 都計非住宅課標額条例本年度、492. 都計非住宅課標額条例本年度特例、493. 都計非住宅課標額前年度、494. 都計非住宅課標額評価額、495. 都計非住宅課標額負担水準、496. 都計非住宅課標額負担調整率、497. 都計非住宅課標額本則、498. 都計非住宅課標額本年度、499. 都計非住宅課標額本年度特例前、500. 都計非住宅条例類似比準割合、501. 都計非住宅類似比準割合、502. 都市計画税額、503. 都市計画税額件数、504. 都市計画税額差額、505. 都市計画税額増減件数、506. 土地一筆価格更新後、507. 土地一筆価格更新前、508. 土地一筆更新後、509. 土地一筆更新前、510. 棟数、511. 棟番、512. 当初平米当再建築費評点数、513. 道路幅員計算開始年度、514. 道路幅員実測、515. 道路幅員補正率、516. 特記情報、517. 特例開始年度、518. 特例減少課標、519. 特例減少課標合計、520. 特例減少帳簿価額、521. 特例減少帳簿価額合計、522. 特例減少評価額、523. 特例減少評価額合計、524. 特例終了年度、525. 特例床面積、526. 特例地積、527. 特例率、528. 二方その他補正率、529. 二方奥行価格逓減率、530. 二方奥行距離実測、531. 二方奥行長大補正率、532. 二方加算率、533. 二方間口距離実測、534. 二方間口狭小補正率、535. 二方評点数、536. 二方路線番号、537. 年税額、538. 年税額過年度合計、539. 年税額差額、540. 年税額増減件数、541. 年度、542. 納期限、543. 納税組合番号、544. 納付年税額、545. 納付年税額件数、546. 農地区分、547. 農地転用期限、548. 農地転用区分、549. 農地転用条項区分、550. 農地転用年月日、551. 農地転用目的、552. 農地本則年度、553. 発見取得価格、554. 非課税開始年度、555. 非課税終了年度、556. 非課税床面積、557. 非住宅、558. 非住宅割合、559. 非住宅地積、560. 非住宅部分床面積、561. 筆数、562. 標準地奥行距離、563. 標準地番号、564. 標準地路線価更新前、565. 標準地路線価番号、566. 表示の目的、567. 表示原因、568. 表示原因年月日、569. 表示受付年月日、570. 評価額、571. 評価額合計、572. 評価計算開始年度、573. 評価戸数、574. 評点数、575. 不均衡、576. 不整形想定奥行実測、577. 不整形想定間口実測、578. 不整形地計算開始年度、579. 不整形地補正率、580. 敷地権、581. 敷地権持分、582. 賦課修正理由、583. 物件数、584. 物件数、585. 物件番号、586. 物件番号、587. 物件番号、588. 分合筆受付年月日、589. 分離対象号番、590. 分離対象室番、591. 分離対象物件番号、592. 平米当り評点数、593. 平米当再建築費評点数、594. 閉鎖年度、595. 補正、596. 補正開始年、597. 補正終了年、598. 補正率、599. 方法、600. 本年度価格、601. 本年度帳簿価額、602. 本年度評価額、603. 未完成、604. 未残高、605. 未残高合計、606. 無道路遠い奥行実測、607. 無道路奥行価格逓減率、608. 無道路近い奥行実測、609. 無道路地計算開始年度、610. 無道路補正率、611. 名義人宛名番号、612. 名義人氏名、613. 名義人持分番号、614. 名義人住所、615. 明細SEQ番号、616. 明細延床面積、617. 明細屋根、618. 明細階層、619. 明細原因事由、620. 明細原因年月日、621. 明細更正事由、622. 明細更正年月日、623. 明細構造、624. 明細種類、625. 明細床面積、626. 明細数、627. 明細数合計、628. 明細番号、629. 明細用途、630. 免税点判定、631. 面積計算開始年度、632. 木非区分、633. 用途地区区分、634. 用途変更経過年数、635. 用途変更年、636. 履歴番号、637. 理論評価額、638. 路線価、639. 個人番号、640. 法人番号

≪収納≫
1. カナ金融機関名、2. カナ支店名、3. 宛先識別番号、4. 宛名番号、5. 延滞金仮消込額、6. 延滞金過誤納額、7. 延滞金過誤納処理中額、8. 延滞金計算日、9. 延滞金減免区分、10. 延滞金執行日、11. 延滞金収入額、12. 延滞金収入件数、13. 延滞金調定額、14. 延滞金未納額、15. 加算金通知書発行日、16. 課税年度、17. 過誤納還付加算金分、18. 過誤納金額、19. 過誤納区分、20. 過誤納状態区分、21. 過誤納発生日、22. 過誤納番号、23. 過誤納本税分、24. 過納誤納区分、25. 回数、26. 確認番号、27. 括束番号、28. 括束連番、29. 完納日、30. 還付延滞金加算金、31. 還付加算金、32. 還付加算金計算区分、33. 還付金額、34. 還付支払日、35. 還付支払予定日、36. 還付充当通知書発行日、37. 還付請求日、38. 還付先宛名番号、39. 還付方法、40. 還付本税加算金、41. 還付理由自由入力、42. 期月、43. 期別、44. 金融機関コード、45. 金融機関名、46. 繰越年度、47. 決裁書発行日、48. 決裁書番号、49. 決裁日、50. 月別、51. 現年滞繰区分、52. 公示フラグ、53. 公示日、54. 公示入力日、55. 口座種別、56. 口座番号、57. 口座名義人カナ、58. 口座名義人漢字、59. 更新アクセスコード、60. 更新プログラムID、61. 更新時刻、62. 更新職員番号、63. 更新端末ID、64. 更新年月日、65. 更正決定通知日、66. 最終収入日、67. 最終領収日、68. 歳出還付支払日、69. 歳入還付支払日、70. 歳入歳出区分、71. 歳入年度、72. 指定納期限、73. 支店名、74. 事業年度開始日、75. 事業年度終了日、76. 時効予定日、77. 自治体コード、78. 取消区分、79. 収入日、80. 収納種別、81. 充当執行日、82. 充当処理日、83. 所得税更正通知日、84. 除算期間開始日、85. 除算期間終了日、86. 消込延滞金、87. 消込金額、88. 消込本税額、89. 申告区分、90. 申告連番、91. 税目コード、92. 前回更新アクセスコード、93. 前回更新プログラムID、94. 前回更新時刻、95. 前回更新職員番号、96. 前回更新端末ID、97. 前回更新年月日、98. 前納報奨金、99. 滞繰調定本税、100. 調査票出力年月日、101. 調書番号、102. 調定年月、103. 調定年度、104. 通知時還付方法、105. 通知書種類、106. 通知書番号、107. 低率終了日、108. 店舗コード、109. 督促公示日、110. 督促取消日、111. 督促状停止理由コード、112. 督促状発行日、113. 督促停止区分、114. 督促納期、115. 年調定額、116. 納期限、117. 納付額、118. 納付区分、119. 納付番号、120. 不納欠損区分、121. 不納欠損事由コード、122. 不納欠損処理日、123. 不納欠損本税、124. 分納有無フラグ、125. 文書作成日、126. 文書発行日、127. 返戻年月日、128. 返戻理由コード、129. 法定納期限、130. 法定納期限等、131. 本税仮消込額、132. 本税過誤納額、133. 本税過誤納処理中額、134. 本税収入額、135. 本税収入件数、136. 本税調定額、137. 本税未納額、138. 履歴番号、139. 領収日、140. 個人番号、141. 法人番号

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

（2）滞納管理ファイル

1. 宛名番号、2. 延滞金減免－延滞金減免額、3. 延滞金減免－延滞金処分額、4. 延滞金減免－開始年月日、5. 延滞金減免－基準年月日、6. 延滞金減免－決裁年月日、7. 延滞金減免－決定職員番号、8. 延滞金減免－決定入力年月日、9. 延滞金減免－減免率、10. 延滞金減免－公示年月日、11. 延滞金減免－事由コード、12. 延滞金減免－終了年月日、13. 延滞金減免－所見、14. 延滞金減免－申請年月日、15. 延滞金減免－通知年月日、16. 延滞金減免－配達方法コード、17. 延滞金減免－予定職員番号、18. 延滞金減免－予定入力年月日、19. 延滞金分納額、20. 加算金分納額、21. 課税年度、22. 回数、23. 開札開始時刻、24. 開札終了時刻、25. 開札年月日、26. 確認済フラグ、27. 換価猶予－開始年月日、28. 換価猶予－期間区分コード、29. 換価猶予－起案年月日、30. 換価猶予－決裁年月日、31. 換価猶予－決定職員番号、32. 換価猶予－決定入力年月日、33. 換価猶予－減免率、34. 換価猶予－公示年月日、35. 換価猶予－事由コード、36. 換価猶予－終了年月日、37. 換価猶予－所見、38. 換価猶予－担保種類コード、39. 換価猶予－担保提供年月日、40. 換価猶予－担保提供有無、41. 換価猶予－通知年月日、42. 換価猶予－配達方法コード、43. 換価猶予－予定職員番号、44. 換価猶予－予定入力年月日、45. 期別、46. 記事コード、47. 記事時刻、48. 記事内容、49. 記事年月日、50. 記事連番、51. 起案年月日、52. 繰上徴収－起案年月日、53. 繰上徴収－決裁年月日、54. 繰上徴収－決定職員番号、55. 繰上徴収－決定入力年月日、56. 繰上徴収－公示年月日、57. 繰上徴収－事由コード、58. 繰上徴収－通知年月日、59. 繰上徴収－納付場所コード、60. 繰上徴収－配達方法コード、61. 繰上徴収－変更納期限、62. 繰上徴収－予定職員番号、63. 繰上徴収－予定入力年月日、64. 計算、65. 決済年月日、66. 決定公告年月日、67. 決定公告番号、68. 決定通知年月日、69. 決定通知番号、70. 券面額、71. 権利者氏名カナ、72. 権利者氏名漢字、73. 権利者住所漢字、74. 権利者番号、75. 権利者方書漢字、76. 見積価額、77. 交渉コード、78. 交渉時刻、79. 交渉年月日、80. 交付要求－管轄裁判所コード、81. 交付要求－起案年月日、82. 交付要求－業種コード、83. 交付要求－決裁年月日、84. 交付要求－決定職員番号、85. 交付要求－決定入力年月日、86. 交付要求－公示年月日、87. 交付要求－財産種類コード、88. 交付要求－施行年月日、89. 交付要求－事件番号、90. 交付要求－執行機関コード、91. 交付要求－執行機関差押日、92. 交付要求－種類コード、93. 交付要求－申立人氏名漢字、94. 交付要求－申立人住所漢字、95. 交付要求－申立人電話番号、96. 交付要求－申立人方書漢字、97. 交付要求－申立人郵便番号、98. 交付要求－担当書記官、99. 交付要求－通知年月日、100. 交付要求－破産手続開始日、101. 交付要求－配達方法コード、102. 交付要求－配当期日、103. 交付要求－配当金額、104. 交付要求－配当時刻、105. 交付要求－配当順位、106. 交付要求－配当職員番号、107. 交付要求－配当請求日、108. 交付要求－配当通知日、109. 交付要求－配当入力年月日、110. 交付要求－包括的禁止命令至、111. 交付要求－包括的禁止命令自、112. 交付要求－予定職員番号、113. 交付要求－予定入力年月日、114. 交付要求－様式、115. 公売公告年月日、116. 公売公告番号、117. 公売場所、118. 公売場所コード、119. 公売中止フラグ、120. 公売通知年月日、121. 公売通知番号、122. 公売保証金、123. 公売方法、124. 公売連番、125. 更新アクセスコード、126. 更新プログラムID、127. 更新時刻、128. 更新職員番号、129. 更新端末ID、130. 更新年月日、131. 差押－起案年月日、132. 差押－業種コード、133. 差押－決裁年月日、134. 差押－決定職員番号、135. 差押－決定入力年月日、136. 差押－公示年月日、137. 差押－公売決定通知日、138. 差押－公売広告年月日、139. 差押－公売職員番号、140. 差押－公売代金、141. 差押－公売入力年月日、142. 差押－公売年月日、143. 差押－公売予告年月日、144. 差押－財産種類コード、145. 差押－施行年月日、146. 差押－事件番号、147. 差押－執行機関コード、148. 差押－執行機関差押日、149. 差押－執行裁判所コード、150. 差押－通知年月日、151. 差押－登録機関コード、152. 差押－登録番号、153. 差押－配達方法コード、154. 差押－配当金額、155. 差押－予定職員番号、156. 差押－予定入力年月日、157. 差押－様式、158. 最高価決定年月日、159. 最高価申込価額、160. 最高価申込者氏名、161. 最高価申込者住所、162. 最高価申込者方書、163. 最高価申込者郵便番号、164. 指定期日、165. 支払期日、166. 支払場所、167. 支払人、168. 事業年度開始日、169. 時効中断－開始年月日、170. 時効中断－決定職員番号、171. 時効中断－決定入力年月日、172. 時効中断－決定年月日、173. 時効中断－債務の承認日、174. 時効中断－終了年月日、175. 時効中断－中断事由コード、176. 時効中断－中断停止区分コード、177. 時効中断－停止事由コード、178. 自治体コード、179. 執行停止－起案年月日、180. 執行停止－決裁年月日、181. 執行停止－決定職員番号、182. 執行停止－決定入力年月日、183. 執行停止－公示年月日、184. 執行停止－事由コード、185. 執行停止－種類コード、186. 執行停止－詳細事由コード、187. 執行停止－調査顛末、188. 執行停止－通知年月日、189. 執行停止－配達方法コード、190. 執行停止－予定職員番号、191. 執行停止－予定入力年月日、192. 取扱窓口、193. 受付年月日、194. 受付番号、195. 処分コード、196. 処分連番、197. 証券種類コード、198. 証券状態、199. 証券番号、200. 詳細有無フラグ、201. 状態コード、202. 振出人氏名漢字、203. 振出人住所漢字、204. 振出年月日、205. 申告区分、206. 申告連番、207. 税目コード、208. 折衝相手、209. 折衝相手コード、210. 前回更新アクセスコード、211. 前回更新プログラムID、212. 前回更新時刻、213. 前回更新職員番号、214. 前回更新端末ID、215. 前回更新年月日、216. 組戻事由コード、217. 組戻年月日、218. 代金取立明細日、219. 代金納付期限、220. 代金納付時刻、221. 担当コード、222. 徴収猶予－開始年月日、223. 徴収猶予－期間区分コード、224. 徴収猶予－決裁年月日、225. 徴収猶予－決定職員番号、226. 徴収猶予－決定入力年月日、227. 徴収猶予－減免率、228. 徴収猶予－公示年月日、229. 徴収猶予－事由コード、230. 徴収猶予－終了年月日、231. 徴収猶予－所見、232. 徴収猶予－申請年月日、233. 徴収猶予－担保種類コード、234. 徴収猶予－担保提供年月日、235. 徴収猶予－担保提供有無、236. 徴収猶予－通知年月日、237. 徴収猶予－配達方法コード、238. 徴収猶予－予定職員番号、239. 徴収猶予－予定入力年月日、240. 調書番号、241. 調定年度、242. 通知書番号、243. 電話番号、244. 入金予定額、245. 入札開始時刻、246. 入札開始年月日、247. 入札終了時刻、248. 入札終了年月日、249. 納付委託－延滞金基準日、250. 納付委託－延滞金計算方法コード、251. 納付委託－延滞金減免率、252. 納付委託－延滞金定額指定、253. 納付委託－延滞金有無、254. 納付委託－加算金有無、255. 納付委託－決定回数、256. 納付委託－決定職員番号、257. 納付委託－決定入力年月日、258. 納付委託－受付年月日、259. 納付委託－証券枚数、260. 納付委託－振分順コード、261. 納付委託－分割方法コード、262. 買受区分、263. 売却決定時刻、264. 売却決定場所、265. 売却決定場所コード、266. 売却決定年月日、267. 売却連番、268. 不渡年月日、269. 分割納付－延滞金基準日、270. 分割納付－延滞金減免率、271. 分割納付－延滞金定額指定、272. 分割納付－延滞金有無、273. 分割納付－加算金有無、274. 分割納付－開始年月日、275. 分割納付－隔月指定コード、276. 分割納付－割増月、277. 分割納付－割増月の納付額、278. 分割納付－計算方法コード、279. 分割納付－支払方法コード、280. 分割納付－受付年月日、281. 分割納付－初回の納付額、282. 分割納付－振分順コード、

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目
283. 分割納付－入力職員番号、284. 分割納付－入力年月日、285. 分割納付－分割方法コード、286. 分割納付－分納回数、287. 分割納付－分納誓約有無、288. 分割納付－分納明細数、289. 分割納付－訪問徴収フラグ、290. 分割納付－毎月の納付額、291. 分納用フラグ、292. 分類コード、293. 返却年月日、294. 本税分納額、295. 郵便番号、296. 予定コード、297. 予定時刻、298. 予定内容、299. 予定年月日、300. 個人番号、301. 法人番号

Ⅲ リスク対策 ※(7.②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)税務ファイル、(2)滞納管理ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	①対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 既存住民基本台帳システム（以下「既存住基システム」と言う。）からの住民票関係情報の入手については、既存住基システムに登録された情報を番号連携システム経由で取得するため、課税対象者である沼津市民以外の情報を入手することはない。 市民からの申告書を受け付ける際には、本人が記載した住所・氏名・生年月日による身元確認及び個人番号カード等による番号確認を実施し、課税対象者とならない者に対しては申告すべき先の指導を行う。 市民以外から取得した申告情報で、沼津市の課税対象者情報と紐付かないものについては課税対象の適否調査を行い、他自治体の課税対象と認められる資料は速やかに当該自治体に資料回送し、保有・保管は行わない。 庁内連携システムからの各種照会情報の入手については、個人単位の操作ログを取得し追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図る。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施す。 ②必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 庁内連携システムからの住民票関係情報等の入手、住民以外からの申告等情報の入手については、あらかじめ定められたインタフェースに基づいて情報を取得するため、必要な情報以外を入手することはない。 市民からの申告情報の入手については、必要な情報のみを記載する様式としており、必要な情報以外は記載することのないようにする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	個人番号利用業務以外または個人番号を必要としない業務では、個人番号が含まれない画面表示とする。 個人番号利用業務以外または個人番号を必要としない業務から住民情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行う。 他業務からアクセスされる住民情報の基本情報を保持するテーブルと、特定個人情報を含むテーブルを切り離し、不必要な業務からアクセスできないように管理する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク2: 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] ＜選択肢＞ 1）行っている 2）行っていない
具体的な管理方法	システムへのアクセスは、職員ごとに認証を行う。また、職員ごとに利用できる機能に制限をかけ、権限のない機能は利用できない仕組みとする。
その他の措置の内容	①従業者が事務外で使用するリスクへの措置 ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・システム利用職員への、事務外利用の禁止等を徹底する。 ②特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し徹底する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
システムを表示させるディスプレイは、来庁者から見えない位置に置く。 システム表示画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[　定めている　]	<選択肢> 1) 定めている　2) 定めていない
規定の内容	機密保持契約として以下を定めている。 ①第三者及び委託先従業員で委託業務に関与しない者への提供・開示・漏えいの禁止 ②目的外利用の禁止 ③無断の複写・複製又はこれに類する行為の禁止 ④業務履行後の不要物の廃棄・消去、契約終了後の返還 ⑤安全管理体制の整備・確保・報告	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[　十分に行っている　]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない　4) 再委託していない
具体的な方法	再委託を行う場合には、上記と同様の機密保持契約の遵守を規定し、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けることとする。	
その他の措置の内容	―	
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
閲覧や更新権限を持つものを必要最小限にする。 閲覧や更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 閲覧や更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用が出来ないようにする。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[　定めている　]	<選択肢> 1) 定めている　2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	他自治体への提供(申告情報回送)については、複数職員による確認、記録簿への記載を行う。 国税連携での情報提供については、あらかじめ定められた仕様に基づく連携であり、職員ごとにユーザID・パスワードでの認証を行う。 システム上での庁内連携については、番号法及び条例上認められる提供及び移転以外に、移転・提供する機能をシステム上設けない。 システム上での庁内連携により特定個人情報を入手する場合、閲覧や更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用が出来ないようにする。	
その他の措置の内容	制度改正等により提供内容や移転内容等に変更があった場合は、庁内において速やかに情報共有をする。	
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　] 接続しない（入手）　[　　] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	沼津市における措置 ・番号法の規定に基づき、認められている範囲内において特定個人情報の照会を行う。 中間サーバ・ソフトウエアにおける措置 ①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 （※2）番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 （※3）中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 ①情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 ①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	ー	
再発防止策の内容	ー	
その他の措置の内容	ー	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・サーバ、端末(パソコン)、記録媒体、紙文書等の情報資産を廃棄する場合は、情報を復元できないように処置した上で廃棄する。機器リース終了による返却の場合も、同様とする。 ・紙文書は、溶解またはシュレッダー処分を行う。 ・電磁的な記録媒体は、破砕処理、電磁気破壊、データ消去ソフトウエアによるデータ消去を行った上で廃棄する。 ・サーバ、パソコン等情報機器については、記録装置に対し、物理破壊、磁気破壊、データ消去ソフトウエアによるデータ消去を行う。 ・データ消去を業者に委託した場合は、完了報告書を提出させる。		

8. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	沼津市における措置 ①職員に対しては、個人情報保護に関する研修を実施している。 ②委託業者に対しては、個人情報保護に関する研修を実施し又、個人情報取扱特記事項の遵守を明記した契約を締結している。 ③違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 ①中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	

10. その他のリスク対策
中間サーバ・プラットフォームにおける措置 中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

Ⅳ　開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒410-0861　沼津市御幸町16-1 沼津市役所　総務課　電話055-934-4712
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求書を受け付ける。
③法令による特別の手続	―
④個人情報ファイル簿への不記載等	―
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒410-8601　沼津市御幸町１６番１号 沼津市役所　納税管理課 055-934-4730、市民税課 055-934-4735、資産税課 055-934-4737
②対応方法	電話による対応を受け付ける。

Ⅴ　評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年8月1日
②しきい値判断結果	［　基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる　］ ＜選択肢＞ 1）基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2）基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に重点項目評価を実施） 3）特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に重点項目評価を実施）
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	―
②実施日・期間	―
③主な意見の内容	―
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	―
②方法	―
③結果	―

（別添2）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年10月5日	請求方法	沼津市個人情報保護条例第15条に基づき、必要事項うを記載した「自己情報開示・訂正・削	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求書を受け付ける。	事後	
平成28年4月1日	所属長	山本　正隆、三谷　穣、田中　洋行	山本　正隆、井川　博幸、勝又　惠三	事後	
平成28年4月1日	請求先	市民相談センター　電話055-934-4700	総務課　電話055-934-4712	事後	
平成29年4月1日	所属長	山本　正隆、井川　博幸、勝又　惠三	齋藤　充弘、山田　重正、勝又　惠三	事後	
平成30年4月1日	所属長	齋藤　充弘、山田　重正、勝又　惠三	原　恵子、山田　重正、勝又　惠三	事後	
平成31年4月1日	所属長	原　恵子、山田　重正、勝又　惠三	原　恵子、山田　志乃、遠藤　昭男	事後	
平成31年4月1日	実施日	平成27年8月27日	平成31年4月1日	事後	
令和2年4月1日	所属長	原　恵子、山田　志乃、遠藤　昭男	原　恵子、山田　志乃、山岡　祥子	事後	
令和2年4月1日	委託先名	株式会社データサービスセンター	シティコンピュータ株式会社	事後	
令和2年8月1日	Ⅴ　１ ①実施日	平成31年4月1日	令和2年8月1日	事後	
令和3年4月1日	所属長の役職名	原　恵子、山田　志乃、山岡　祥子	納税管理課長、市民税課長、資産税課長	事後	
令和3年9月1日	Ⅰ　基本情報5②　法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法改正に伴う変更
令和3年9月1日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　5提供先1～56①　法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法改正に伴う変更
令和3年9月1日	Ⅲ　特定個人情報ファイルの概要　5提供先57～58①　法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	法改正に伴う変更
令和3年9月1日	Ⅲ　リスク対策　６　リスク1　リスクに対する措置の内容	番号法別表第2及び第19条第14号	番号法別表第2及び第19条第15号	事後	法改正に伴う変更
令和4年4月1日	委託先名	富士通エフ・アイ・ピー株式会社	株式会社エフコム	事後	
令和5年9月1日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　5. 特定個人情報の提供・移転　提供先		提供先60～65を追記	事後	
令和6年5月17日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要　5. 特定個人情報の提供・移転　移転先7・移転先10	こども家庭課	こども未来創造課	事後	